

【第1版】

平成30年7月豪雨 被災された皆さまへの支援制度について

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
この度の災害による被害に対し、支援制度をまとめましたので、ご活用ください。

※支援制度については、平成30年7月27日現在の情報です。
内容の変更や追加等があり次第、更新いたします。

平成30年 7月27日 現在
高 梁 市

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへの支援制度（目次）

No.	種別	支援メニュー	※り災証明書	担当部署等	ページ
1	生活支援	り災・被災証明書の交付		福祉課	3
2		被災者生活再建支援金の支給	○	福祉課	4
3	見舞金	災害弔慰金の支給	○	福祉課	5
4		災害見舞金の支給	○	福祉課	5
5		災害障害見舞金の支給	○	福祉課	6
6	資金貸付	災害援護資金の貸付	○	福祉課	7
7		生活福祉資金制度による貸付	○	社会福祉協議会	8
8	衛生関係	災害により発生したゴミの受け入れ		環境課	9
9		消毒薬の無料提供（家屋の消毒方法）		健康づくり課	10
10	手数料・使用料	医療費の一部負担金の免除	△	医療連携課	11
11		介護サービス利用料の免除	△	介護保険課	12
12		障害福祉サービス利用料の猶予及び免除	△	福祉課	13
13		住民票等証明書手数料の免除	○	市民課	14
14		市税等に関する証明手数料の免除	○	税務課	15
15		ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除		総務課	16
16	税金・保険料	国民年金保険料・納付猶予について(特例免除)	○	市民課・高梁年金事務所	17
17		後期高齢者医療保険料の減免	○	医療連携課	17
18		市税(料)の納付期限等の延長	○	税務課	18
19		市税(料)の納税猶予	○	税務課	18
20		市県民税（個人）の減免	○	税務課	18
21		固定資産税および都市計画税の減免		税務課	19
22		国民健康保険税の減免	○	税務課	19
23		介護保険料の減免	○	税務課	20
24		国県税の特別措置	○	高梁税務署 備中県民局税務部	20
25	住宅関係	災害家屋の土砂等除去の扶助		福祉課	21
26		一時的な市営住宅の提供	○	まちづくり課	21
27		住宅の応急修理制度	○	まちづくり課	22
28		民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）	○	まちづくり課	22
29	こども・教育	被災家庭の子どもの一時的預かり「子どもの居場所」設置		こども未来課	23

30		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）		こども未来課	24
31		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）	○	こども未来課	24
32		児童扶養手当支給制限の解除		こども未来課	24
33		幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免	○	こども未来課	25
34		学童保育保護者負担金の減免	○	こども未来課	25
35		教科書及び学用品の給与	○	学校教育課	25
36	商工業 関係	事業者向けり災証明書の発行		産業観光課	26
37		セーフティネット保証4号の適用（災害関連）		産業観光課	26
38		災害復旧貸付		日本政策金融公庫	27
39		雇用保険支給の特例		ハローワーク高梁	28
40		雇用調整助成金の特例		ハローワーク高梁	28
41		豪雨災害で被害を受けられた事業者に対する特別相談窓口		産業観光課	29
42	農林業 関係	農地・農業用施設災害復旧工事		農林課	30
43		林地災害復旧工事		農林課	30
44		農林漁業セーフティネット資金	○	農林課	30
45		農林漁業施設資金（災害復旧施設）	○	農林課	31
46		農業共済の補償		農林課	31
47	その他	災害時の健康管理について		健康づくり課	32
48		こころの健康相談		健康づくり課	32
49		平成30年7月豪雨消費者トラブル110番について		市民課	33
50		災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き	○	岡山県警察本部運転免許課・高梁警察署	33
51		運転免許証の有効期間の延長		岡山県警察本部運転免許課・高梁警察署	33
52		各種法律関係相談窓口		市民課	34
53		電気料金その他の特別措置		中国電力 高梁セールスセンター	34
54		自然災害を補償する損害保険について		(一社)日本損害保険協会	34

※り災証明書欄

○…り災証明書が必要な支援制度です

△…当初は必要ありませんが、後日、り災証明書の確認がある場合がある支援制度です

空欄は、り災証明書が不要な支援制度です。

り災証明書の必要な制度と不要な制度がありますので、ご注意ください。

1 り災・被災証明書の交付

災害時に公的支援等を受けるため、住宅の被害程度を判定した「り災証明書」を交付します。また、家屋以外の被害については、「被災証明書」を交付します。申し込みの際、可能な限り被害状況のわかる写真の添付が必要です。

申請後、現場確認を経て、「り災・被災証明書」を交付します。

【必要な書類等】

- ・申請者本人、もしくは家族（3親等以内）以外の方が来られる場合は委任状
- ・被害状況がわかる写真
- ・来られる方の本人確認書類（免許証・保険証など）
- ・印鑑

【申請受付窓口】

○ 市役所 1階市民ホール	高梁市松原通 2043	電話 0866-21-0265
○ 有漢地域局	高梁市有漢町有漢 3387	電話 0866-57-3200
○ 成羽地域局	高梁市成羽町下原 1068-1	電話 0866-42-3211
○ 川上地域局	高梁市川上町地頭 1819-1	電話 0866-48-2200
○ 備中地域局	高梁市備中町布賀 29-2	電話 0866-45-2211
○ 津川地域市民センター	高梁市津川町今津 1801-1	電話 0866-22-2169
○ 川面地域市民センター	高梁市川面町 2212-1	電話 0866-26-0001
○ 巨瀬地域市民センター	高梁市巨瀬町 4864-1	電話 0866-25-0001
○ 中井地域市民センター	高梁市中井町西方 3158	電話 0866-28-2001
○ 玉川地域市民センター	高梁市玉川町玉 1550	電話 0866-22-2901
○ 宇治地域市民センター	高梁市宇治町宇治 1690	電話 0866-29-2001
○ 松原地域市民センター	高梁市松原町春木 669-1	電話 0866-26-1001
○ 高倉地域市民センター	高梁市高倉町田井 4532-2	電話 0866-26-0059
○ 落合地域市民センター	高梁市落合町阿部 2303-2	電話 0866-22-2932

【証明書の発行】

証明書については、被害認定調査が終わり次第、順次交付する予定です。今回の豪雨災害により多数の家屋が被害を受けており、被害認定調査及び交付まで時間を要しています。交付準備が整い次第、交付させていただきます。

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

2 被災者の生活再建支援金の支給

災害により住居が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、生活再建のための支援金を支給します。なお、支援金の使途は限定されません。

【対象となる方】

- ① 住居が「全壊」した世帯
- ② 住居が半壊、又は住居の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住居が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

【支給額】

支給額は、次の2つの支援金の合計額になります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯：100万円
（上記の【対象となる方】のうち①・②・③に該当する場合）
 - ・大規模半壊世帯 50万円
（上記の【対象となる方】の④に該当する場合）
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・建設、購入 200万円
 - ・補修 100万円
 - ・賃借 50万円（公営住宅を除く）

※ 被災直後、一旦住宅を賃借し、その後自ら居住する住宅を建設、購入、又は補修するなど、加算支援金の2つ以上に該当する場合は、高い方の加算支援金を基礎支援金に加えます。

【必要な書類】

申請に必要な書類は、被害の状況により異なります。

		全壊	全壊扱い		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	り災証明書(原本)	○	○	○	○
	滅失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書類			○	
	住民票	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	契約書の写し	○	○	○	○

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

3 災害弔慰金の支給

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

【対象となる方】

- (1) 災害により死亡した方のご遺族が対象です。
- (2) 支給の範囲、及び順位は次のとおりです。
 - ① 配偶者、② 子、③ 父母、④ 孫、⑤ 祖父母

※ 上記のいずれの方もおられない場合には、兄弟姉妹の方に支給されます。ただし、死亡された方の死亡当時に同居するか、または生計を同じくしていた方に限りません。

【支給額】

災害弔慰金の支給額は次のとおりです。

- ① 生計維持者が死亡した場合：500万円
- ② その他の者が死亡した場合：250万円

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

4 災害見舞金の支給

今回の災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給します。

【対象となる方】

被害を受けた日に、市内に居住されていた世帯

【支給額】

	(母屋)	(付属建物)
① 全壊又は大規模半壊の場合	10万円	5万円
② 半壊の場合	5万円	3万円
③ 半壊に達しない程度の破損 又は床上に浸水もしくは土砂又は竹木が堆積した場合	3万円	2万円
④ 土砂が家屋に流入するか 崩土が家屋に接近した場合	2万円	1万円

※ 母屋及び付属建物のどちらにも該当する場合は、高額の方を支給します。

※ 作業場・車庫等の床上とは土間から概ね50cm以上をいいます。

※ 土砂流入等の基準は概ね5m³以上とします。

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

5 災害障害見舞金

この度の災害に起因する負傷、疾病により、精神又は身体に著しい障害が出た方に、災害障害見舞金を支給します。

【対象となる方】

災害により次のような重度の障害を受けた方です。

- ① 両眼を失明した人
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- ⑥ 両上肢の用を全廃した人
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ⑧ 両下肢の用を全廃した人
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

【支給額】

災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。

- ① 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

6 災害援護資金の貸付

被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに必要な資金の貸付けを行います。

【対象となる方】

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

- ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合
- ・家財の1/3以上に損害がある場合
- ・住居が半壊又は全壊・流出した場合

【支給額】

貸付け区分		貸付限度額
(1)世帯主に1か月以上の負傷がある場合	ア 家財、住居ともに被害がない場合	150万円
	イ 家財の損害がおおむね3分の1以上	250万円
	ウ 住居が半壊した場合	270万円
	エ 住居が全壊した場合	350万円
(2)世帯主に1か月以上の負傷がない場合	ア 家財の損害がおおむね3分の1以上	150万円
	イ 住居が半壊した場合	170万円
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	250万円
	エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

【貸付条件】

- 貸付利率……年3% (据置期間中は無利子)
- 据置期間……3年以内 (特別の場合5年)
- 償還期間……10年以内

【申請手続】

り災証明書 (原本) の提出が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

7 生活福祉資金制度による貸付

金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るため、必要な資金を貸し付けるものです。

詳しくは高梁市社会福祉協議会へお問い合わせください。

【貸付の種類】

生活福祉資金には、次のような貸付けがあります。

- ① 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）
- ② 災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））

【対象者】

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

※ 災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外となります。

【内容】

- ① 緊急小口資金
 - 貸付限度額……10万円以内
 - 貸付利率……無利子
 - 据置期間……貸付けの日から2月以内
 - 償還期間……据置期間経過後12月以内
- ② 災害援護費
 - 貸付限度額……150万円（目安）
 - 貸付利率……連帯保証人あり：無利子
連帯保証人なし：年1.5%
 - 据置期間……貸付けの日から6月以内
 - 償還期間……据置期間経過後7年以内（目安）

【申請手続】

詳しくは高梁市社会福祉協議会へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高梁市社会福祉協議会 0866-22-7243

8 災害により発生したゴミの受け入れ

豪雨災害により発生したごみの受け入れを行っています。

【受け入れ先】

- (1) ききょう緑地グラウンド（高梁市落合町近似 93-1）
- (2) 旧成羽高校グラウンド（高梁市成羽町成羽地内）

【受入れ時間】

午前……9：00～12：00 午後……13：00～16：30

【受入れ可能なごみ】

- 可燃ごみ（布団類は分別） ○不燃ごみ
- 廃家電（家電4品目：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
- コンクリートがら ○木くず（柱・流木など）
- 土砂（土のうも可） ○廃タイヤ

※ごみは分別して持ち込んでください。

※ドラム缶等の産業廃棄物についてはかたくお断りしています。

【その他】

- ・ごみ収集は通常どおり行っていますので、通常のごみ・生ごみなどについては、ごみステーションに出してください。
- ・豪雨によりクリーンセンターが被災したため、自己搬入による可燃ごみ・不燃ごみの受け入れを行っておりません。自己搬入される場合は、ききょう緑地グラウンドへ搬入してください。また、缶やペットボトル、ダンボールなどの資源ごみは、従来どおりリサイクルプラザへ搬入してください。

【問い合わせ先】

高梁地域事務組合クリーンセンター0866-22-4651／高梁市環境課 0866-21-0259

9 消毒薬の無料提供（家屋等の消毒方法）

豪雨により、被災された家屋等を所有されている方々に、市では消毒薬、消石灰の配布を行っています。今回は被害のあった区域も広範囲にわたり、対象となった関係者も多いため、作業は皆様をお願いしております。

消毒用資材の使用方法でご不明な点がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

【浸水した家屋等の消毒方法】

感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です。

【配布している資材】 塩化ベンザルコニウム液（屋内用） 消石灰（屋外用）

【対象となる方】 今回の豪雨により、床上、床下浸水した家屋等を所有されている方

【使用方法】

①塩化ベンザルコニウム液

○消毒の対象：水に浸かった家屋の壁、床及び家具など

○使用方法：配布する消毒液は、10%塩化ベンザルコニウム液です。必ず、100倍に薄めて0.1%にして使用してください

○消毒方法

- ・汚水等で汚染された部分を十分水洗いし、乾燥した後消毒を行ってください。
- ・薄めた液に浸した布でよく拭いてください。拭いた後は、十分自然乾燥させてください。
- ・霧吹きや噴霧器を使う場合は、ぬれる程度に噴霧した後、風通しをよくして、乾燥させてください。

※取扱いの際の注意事項

- ・受け取られた消毒用資材は使いきってください。
- ・ペットボトルで希釈される場合は、間違えて飲用しないように、ペットボトルに「消毒液」等と記載し誤飲を予防してください。

※希釈した消毒液は、手指（後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）の消毒にも同じ濃度で使用できます。汚れを水で落とした後、ご使用ください。

②消石灰

○取扱いの際の注意事項

- ・消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。目に入った場合は、すぐに大量の水で流し、医療機関を受診しましょう。
- ・消石灰を使用する際は、保護メガネ、手袋、保護マスク等を着用の上使用してください。

【問い合わせ先】

○高梁市健康づくり課	0866-21-0267	○有漢地域局	0866-57-3200
○成羽地域局	0866-42-3211	○川上地域局	0866-48-2200
○備中地域局	0866-45-2211		

10 医療費の一部負担金の免除

今回の豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で下記に該当する旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。

ただし、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただきます。

【対象となる方】

高梁市国民健康保険及び岡山県後期高齢者医療保険加入者で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※受診時は、り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口において口頭で申告してください。(平成30年10月末まで)

※医療機関に申告いただいた内容について、後日、各保険担当者からり災証明書などの確認を行う場合があります。

※上記以外の保険の取扱いについては、各保険者にお問い合わせください。

【対象期間】

平成30年7月5日～平成30年10月末診療分まで

【被保険者証の提示について】

被災された方につきましては、健康保険被保険者証なしでも医療機関等を受診することができます。

【問い合わせ先】

高梁市医療連携課 0866-21-0258

11 介護サービス利用料の免除

今回の豪雨で被災された方が、介護サービスを利用される際に、介護サービス事業所等の窓口で下記に該当する旨を申告することで、介護サービス利用料の支払いが免除されます。ただし、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただきます。

【対象となる方】

高梁市介護保険加入者で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口において口頭で申告してください。

(平成30年10月末まで)

※介護サービス事業所に申告いただいた内容について、後日、担当者からり災証明書などの確認を行う場合があります。

【対象期間】

平成30年7月～平成30年10月末まで

【被保険者証の提示について】

被災された方につきましては、介護保険被保険者証なしでも介護サービスを受けることができます。

【問い合わせ先】

高梁市介護保険課 0866-21-0299

12 障害福祉サービス利用料の猶予及び免除

本市において障害福祉サービス等の支給決定を受けておられる方で、今回の豪雨で被災された方は、障害福祉サービス等の利用料の支払いが猶予及び免除されます。

ただし、障害者支援施設等における食費・居住費はお支払いいただきます。

【対象となる方】

障害福祉サービスなどの支給決定を受けている人で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ り災証明書の提示は必要ありません。窓口において口頭で申告してください。

※ 利用事業所の窓口で申告いただいた内容について、後日、市から確認させていただくことがあります。

【対象期間】

平成30年7月～平成30年10月末

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0284

13 住民票等証明書手数料の免除

平成30年7月豪雨により、被害を受けられた方は、住民票等交付証明書の手数料を免除します。

【免除できる証明書の種類】

- ① 住民票の写し等
- ② 戸籍附票の写し
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 印鑑登録再交付手数料
- ⑤ 身分に関する証明手数料
- ⑥ マイナンバー制度の通知カードの再交付申請
- ⑦ マイナンバー制度の個人番号カード再交付手数料
- ⑧ マイナンバー制度の個人番号カード電子証明書再交付手数料

【申請方法】

- ① 各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入していただきます。
- ② り災証明書を提示していただきます。
※り災証明書を提示できない場合は、「証明手数料免除申出書」を提出していただきます。
- ③ 複数枚の申請は、提出先や目的など理由を聞き取らせていただきます。

【問い合わせ先】

高梁市市民課 0866-21-0252

【一般旅券発給手数料（パスポート）】

パスポートに関する詳細は、岡山県ホームページ「平成30年7月豪雨により有効なパスポートを紛失、損傷した方の旅券手数料を一部減免します」を確認ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/567925.html>

【問い合わせ先】

岡山県国際課 086-256-1000

高梁市市民課 0866-21-0252

14 市税等に関する証明書手数料の免除

平成30年7月豪雨により、被害を受けられた方は、市税等に関する諸証明の手数料を免除します。

【免除できる証明書の種類】

市税等に関する証明手数料

(1) 1件につき300円

- ・納税証明書
- ・滞納なし証明書
- ・市民税・県民税課税（所得）証明書
- ・市民税・県民税非課税（所得）証明書
- ・固定資産評価証明書
- ・固定資産公課証明書
- ・固定資産証明書
- ・固定資産無資産証明書
- ・固定資産課税証明書
- ・償却評価証明
- ・償却登録事項証明書
- ・家屋滅失証明書
- ・切絵図写し証明
- ・切絵図写し
- ・地籍集成図
- ・一筆図形
- ・名寄帳兼課税台帳の交付(土地/家屋台帳閲覧)

(2) 1件につき1,300円

- ・住宅用家屋証明書

【申請方法】

- ① 各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入していただきます。
- ② り災証明書を提示していただきます。
※り災証明書を提示できない場合は、「証明手数料免除申出書」を提出していただきます。

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0215

15 ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除

災害により被災された方に対し、ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）を免除します。

【対象となる方】

災害により半壊、半焼または床上浸水以上程度の住家被害を受けたケーブルテレビ加入者世帯

【内容】

ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の全額を、申請のあった日から翌月以降2か月間免除します。

【必要な書類】

- ・ケーブルテレビ利用料金減免対象者認定（変更）申請書
※り災証明書は必要ありませんが、認定審査のため調査を行います。

【申請受付窓口】

市役所総務課、または各地域局、各地域市民センター窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

高梁市総務課 0866-21-0209

16 国民年金保険料・納付猶予について(特例免除)

平成30年7月豪雨により災害に被災された方について、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になる場合があります。

【対象となる方】

住宅、家財、その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

【特別減免に必要な書類】

- ・免除申請申請書
- ・被災状況届
- ・り災証明書（写し）

【対象期間】

平成30年6月分 ～ 平成32年6月分まで

【問い合わせ先】

高梁年金事務所国民年金課 0866-21-0570
高梁市市民課 0866-21-0252

17 後期高齢者医療保険料の減免

今回の豪雨災害により、次に該当する被害を受けられた方は後期高齢者医療保険料の減免対象となります。

【対象となる方】

居住する住宅が被害を受けた方で、り災証明書のり災程度が床上浸水以上、または半壊以上である方については全額免除されます。

また、次の①～④に該当する被害を受けられた方も保険料の減免対象となる場合がありますので、市役所医療連携課までお問い合わせください。

- ① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った方
- ② 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ③ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方
- ④ 主たる生計維持者以外の方（被保険者）で、その行方が不明である方

【対象となる保険料】

平成30年度分の保険料で、り災日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収は年金給付の支払日）が設定されているもの

【問い合わせ先】

高梁市医療連携課 0866-21-0258

18 市税(料)の納付期限等の延長

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方で、納期限までに市税(料)の納付ができない場合は、被災以後の申告・申請・納付期限の延長について、個別の相談に応じますので、お問合せください。

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0215

19 市税(料)の納税猶予

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方で、納期限等を延長しても、なお納付が困難な方について、個別の納税相談に応じますので、お問合せください。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

※被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象となりません。

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0215

20 市県民税(個人)の減免

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市県民税の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

※被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象となりません。

【提出書類】

○市税減免申請書

○り災証明書 等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

21 固定資産税・都市計画税の減免

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方は、被害の程度に応じて固定資産税の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

○家屋 ○土地 ○償却資産

※被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象となりません。

【提出書類】

○固定資産税・都市計画税減免申請書

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0216

22 国民健康保険税の減免

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

※被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象となりません。

【提出書類】

○国民健康保険税減免申請書

○り災証明書等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

23 介護保険料の減免

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方は、被害の程度に応じて介護保険料の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

※被災前に納期限が過ぎたものや納付済みのものは対象となりません。

【提出書類】

○介護保険料減免申請書

○り災証明書等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

24 国県税の特別措置

災害により被災された方について、国税【所得税、相続税、贈与税、源泉所得税、酒・たばこ・揮発油税】や県税【自動車税、自動車取得税、不動産取得税、個人事業税】を軽減したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

※詳しくは高梁税務署、または岡山県備中県民局税務部にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国税については、高梁税務署 0866-22-2546

県税については、備中県民局税務部 086-434-7012

25 災害家屋の土砂等の除去

今回の災害で、家屋に流入、又は接近している土砂等を除去する費用を補助します。

【対象となる方】

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ア. 住宅等に土砂等が流入し、又は接近し危険である方
- イ. 土砂の除去必要量が概ね5立方メートル以上である方

【扶助額】

除去費用の50%以内で、上限50万円です。

※ただし、当該世帯の生計中心者が市民税非課税の場合の扶助額は、除去費の90%以内で、90万円が限度額となります。

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

26 一時的な市営住宅の提供

平成30年7月豪雨により被災された方に、市営住宅の空き住宅を無料で一時的に提供します。詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

高梁市に居住されている方で、平成30年7月豪雨により住宅の損壊が認められる方

【内容】

- ・家賃は無料ですが、光熱水費、駐車料、共益費についてはご負担いただきます。
- ・り災証明書が必要です。
- ・提供期間は、状況によって相談に応じます。

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

27 住宅の応急修理制度（災害救助法）

自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が応急的に修理します。詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

住宅が半壊し、自らの資金で応急修理ができない方又は大規模半壊により補修を行わなければ居住することが困難な方

※民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）との併用はできません。

【内容】

- ・ 応急修理は、市が指定業者に依頼して実施します。
- ・ 修理限度額は1世帯あたり58万4千円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

【必要な書類】

●申込時に提出していただく書類

- ・ 応急修理申込書
- ・ 災害証明書
- ・ 申出書（半壊のみ）

●申込受理後に提出していただく書類（申込者または施工業者）

- ・ 応急修理見積書 ※修理前の写真を添付してください。

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

28 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）

住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金では住居が確保できない方に対し、岡山県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。

申込窓口は、高梁市まちづくり課です。

詳細な条件等については、お問い合わせください。

【対象となる方】

今回の豪雨により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金では住居が確保できない方

※災害証明書が必要です。

※被災住宅の応急修理制度との併用はできません。

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

29 被災家庭の子どもの一時預かり「子どもの居場所」設置

豪雨災害で被災した子育て家庭が、被災に伴う家屋の片付けや申請など復旧作業を行う際に、保育士やボランティア等が、お子様を一時的に預かります。

【対象となる方】

豪雨災害で被災した子育て家庭の1歳児～未就学児

※被災地域外から実家等の片付けにきている家庭も対象になります。

【設置場所】

① 月曜日～金曜日 : 高梁市子育て支援センター

② 土・日曜日、祝日 : 高梁保育園、鶴鳴保育園、成美保育園、備中保育園
有漢こども園、川上こども園

【預かり時間】

- ・月曜日～金曜日、日曜日、祝日 9:00～16:00
- ・土曜日 7:00～18:00 (各園で多少前後します)

【申込み】

- ・月曜日～金曜日 : 前日の正午までに、子育て支援センター (0866-22-2450) 、もしくはこども未来課 (0866-21-0288) へお申し込みください。
- ・土曜日 : 2 日前の正午までにこども未来課へお申し込みください。
- ・日曜日 : 3 日前の正午までにこども未来課へお申し込みください。

【その他】

- ・利用料は無料ですが、各施設とも弁当・おやつを各自持ってきてください。
- ・お子様の熱が37度5分以上ある場合はお受けできません。また、投薬はできません。

【設置期間】

～8月19日(日曜日)まで

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0288

30 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）

今回の災害により、家財の破損、住宅の全壊、半壊又はこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して、住宅資金の貸付等を行います。

【貸付要件】

- (1) 貸付限度額 200万円（特別）
- (2) 償還期間 据置期間6か月後、7年以内（特別）
- (3) 貸付利率 連帯保証人ありの場合 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.0%

※据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲で延長可能です。

※り災証明書は不要です。

【問い合わせ先】

高梁市子ども未来課 0866-21-0288

31 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）

今回の災害より前に貸付を受けた方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払を猶予します。この場合、1年以内償還金の支払猶予期間を設けることができます。またこの猶予期間中の利子はかかりません。

※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

高梁市子ども未来課 0866-21-0288

32 児童扶養手当支給制限の解除

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額又は支給停止されている方が、災害により被害を受けた場合に、児童扶養手当の支給制限の適用が解除される場合があります。

【対象となる方】

災害により所有する住宅・家財ごとに、被害金額（保険、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね1/2以上の損害を受けた方

※り災証明書は不要です。

【問い合わせ先】

高梁市子ども未来課 0866-21-0288

33 幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免

今回の災害により、保育料の減免を受けられる場合があります。詳細については、決定次第お知らせします。

※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0264

34 学童保育保護者負担金の減免

学童保育保護者負担金の減免を受けられる場合があります。詳細については、決定次第お知らせします。

※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0264

35 教科書及び学用品の給与

【対象となる方】

住宅が全壊、流失、半壊または床上浸水による被害により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

※床下浸水は対象となりません。

【支給対象品目】 ※現物支給となります。

① 教科書及び正規の教材

(学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、カスタネット、鍵盤ハーモニカ、たて笛、裁縫用具等)

② 文房具

(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等)

③ 通学用品 (運動靴、体操着、傘、長靴等)

【申請手続き】

在籍する学校を經由して申請が必要となります。

※り災証明書が必要

【問い合わせ先】

高梁市教育委員会 学校教育課 0866-21-1508

36 事業者向けり災証明書の交付

高梁市で、店舗・事務所・工場等が浸水し、り災した事業者の方で、「り災証明」が必要な方に証明書を交付します。

【必要な書類等】

- り災証明願（事業者用） ○委任状 ○被害状況のわかる写真
○り災した事業所等の代表者の印 ※災害により印鑑がない場合は不要です。

【証明書の発行について】

証明書は、原則、即日交付します。

※被害状況が分からない場合は、現地確認等の被害認定調査後に交付します。

【申請受付窓口・問い合わせ先】

高梁市産業観光課【高梁市松原通 2043 電話 0866-21-0229】

37 セーフティネット保証4号の適用（災害関連）

災害により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行うものです。

【認定の要件】

- (1) 高梁市において1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 平成30年7月豪雨の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が災害等発生直前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が災害等発生直前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【融資の流れ】

対象となる中小企業の方は、産業観光課の窓口で「認定申請書」と「その事実を証明する書面等」を添付して提出し、認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関、または保証協会に対して、保証付き融資をお申し込みください。

※本認定とは別に金融機関及び保証協会による金融上の審査があります。

【必要な書類】

- 【1】 認定申請書 2部 【2】 売上高等比較表
【3】 高梁市内において1年間以上継続して事業を行っていることを証する書類
【4】 売上高の減少が分かる書類 【5】 社外の代理人による申請の場合は委任状

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

38 災害復旧貸付

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の災害復旧に必要な設備資金および長期運転資金を別枠の限度額で融資を行うものです。

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（平成30年6月13日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 基準利率1.16%

国民生活事業 基準利率（災害貸付）1.36%

【貸付限度額】

中小企業事業 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 各貸付制度の上限額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

【貸付期間】

中小企業事業 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【平成30年7月豪雨災害による特例措置】

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨および暴風による災害により被害を受けた事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものは下記の特別措置が適用されます。

①利率：融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ

②利率引下げ適用の限度額：1千万円（中小企業団体にあっては3千万円）

【担保条件】

直接貸付、代理貸付ともに、弾力的に取り扱います。

【問い合わせ先】

中小企業事業……日本政策金融公庫岡山支店 086-222-7666

国民生活事業……日本政策金融公庫倉敷支店 086-425-8401

39 雇用保険支給の特例

被災区域の事業所の労働者が、災害により離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

【内容】

事業所が、休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

【対象となる方】

雇用保険に6か月以上加入している方

【問い合わせ先】

ハローワーク高梁 0866-22-2291

40 雇用調整助成金の特例

災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練などを行うなど、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度です。

【特例の対象となる事業主】

災害に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

【特例措置（要件緩和等）】

- (1) 生産指標の確認期間が「3か月」から「1か月」へ短縮されます。
- (2) 豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても、助成対象となります。
- (3) 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象となります。
- (4) 指定期間内に計画書を提出すれば、同年7月5日に遡って適用します。
- (5) 休業を実施した場合の助成率を、中小企業「3分の2」から「5分の4」、大企業「2分の1」から「3分の2」へ引き上げます。
- (6) 支給限度日数を「1年間100日」から「1年間300日」へ引き上げます。
- (7) 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者も対象となります。
- (8) 受給制限を廃止します。

【問い合わせ先】

ハローワーク高梁 0866-22-2291

41 豪雨災害で被害を受けられた事業者に対する特別相談窓口

豪雨災害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、災害復旧のための特別相談窓口を開設しています。

- (1) 高梁商工会議所（高梁市南町16-2） 電話 0866-22-2091
【相談内容】被災事業者への支援（経営安定相談、各種施策活用、取引支援など）
- (2) 備北商工会（本所：高梁市成羽町下原432-1） 電話 0866-42-2412
【相談内容】被災事業者への支援（経営安定相談、各種施策活用、取引支援など）
- (3) 高梁市役所産業観光課（高梁市松原通2043） 電話 0866-21-0229
【相談内容】「り災証明」が必要な方への証明書の発行
- (4) 岡山県信用保証協会倉敷支所（倉敷市大島54番地2） 電話 086-425-3103
【相談内容】金融・取引環境の変化による経営の安定化など
- (5) 日本政策金融公庫倉敷支店（倉敷市幸町1-40） 電話 086-425-8401
【相談内容】災害復旧貸付、各種融資や返済についての相談など
- (6) 岡山県中小企業支援センター（岡山市北区芳賀5301） 電話 086-286-9626
【相談内容】中小企業からの経営、金融、下請取引など経営全般の相談など
- (7) 岡山県よろず支援拠点（岡山市北区芳賀5301） 電話 086-286-9667
【相談内容】融資制度や経営支援の相談など
- (8) ハローワーク高梁（高梁市段町1004-13） 電話 0866-22-2291
【相談内容】雇用調整助成金、事業主・労働者等からの労働関係各種相談など
- (9) 新見労働基準監督署（新見市新見811-1） 電話 0867-72-1136
【相談内容】事業主・労働者等からの労働関係各種相談など
- (10) 岡山県社会保険労務士会（岡山市北区野田屋町2-11-13） 電話 086-226-0164
【相談内容】労働関連法令に基づく各種手続きなど

42 農地・農業用施設災害復旧工事

農地・農業用施設（農道・水路など）が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

【対象】

- ・農地は耕作されているものであること。
- ・農業用施設は受益戸数が2戸以上のものに限られます。

【自己負担】

復旧工事費の一部をご負担いただきます。

【問い合わせ先】

高梁市農林課（耕地整備係） 0866-21-0222

43 林地災害復旧工事

林地が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

【対象】

- ・地域森林計画区域内の林地に限られます。
- ・保全対象（人家、公共施設など）が2戸以上に限られます。

【自己負担】

復旧工事費の一部をご負担いただきます。

【問い合わせ先】

高梁市農林課（林業振興係） 0866-21-0225

44 農林漁業セーフティネット資金

【貸付条件】

- 貸付限度額：（一般）600万円以内 （特認）年間経費等の3／12以内
- 融資期間：10年以内
- 据置期間：3年以内
- ※農業者関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者等に限られます。
- ※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

農業関係……びほく農業協同組合信用課 0866-22-4556
林業関係……㈱日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

45 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

【貸付条件】

- 貸付限度額：負担額の80%、または1施設当たり300万円（特例：1施設あたり600万円）のいずれか低い額
- 融資期間：15年以内
- 据置期間：3年以内
- ※農業関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者等に限られます。
- ※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

- 農業関係……びほく農業協同組合信用課 0866-22-4556
- 林業関係……(株)日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

46 農業共済の補償

水稻などの農業共済に加入している方で、一定の減収被害を受けた方や園芸施設（ビニールハウスなど）に被害を受けた方は、共済金を受け取ることができます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 高梁地域事務組合農業共済センター 0866-21-0350

47 災害時の健康管理について

【食事について】

- 食事はできるだけ早く食べるようにしましょう。
- ※昼に出された食事を夜まで取っておかないようにしてください。また、すぐに食べない場合は冷蔵庫に入れるなど、温度管理に気を付けましょう。
- 食事前に手指をきれいにして食べましょう（アルコール消毒などが有効です。）
- 飲み物の開封後は、その日のうちに飲みましょう。
- ※菌がいるかどうかは、見た目や匂いではわからないため注意しましょう。

【復旧作業をするときは】

- 家の片付けなどの作業を行うとき、マスクを着用しましょう。
- ※災害時は粉じんがでたり、ほこりが舞うためそのまま作業するのは危険です。
- 消石灰を使用するときは、目に入らないように十分注意しましょう。

【暑さに対しては】

- 室内でも、屋外でも、のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給をしてください。（多量の汗をかいた場合は、塩分等の補給もしてください。）
- できるだけ暑さを避けてください。（こまめな休憩、帽子等の着用、通気性の良い服の着用、室温をこまめに確認等）
- ※特に気温が急に上昇した日、家の片付けなどの作業を行うとき、車の中は注意！

【問い合わせ先】

健康づくり課 0866-21-0228

備北保健所 0866-21-2835

48 こころの健康相談

災害の後は、これまでの日常では感じたことのなかったような気持ちになったり、体の変調を経験することがあります。

（※例えば「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「身体の調子が悪い」「あのときの光景が何度も思い浮かぶ」など）

自分でうまく気分のコントロールができない場合は、気軽に相談してください。

【災害時のこころの電話相談窓口】

■高梁市健康づくり課 <月～金曜日：8:30～17:15> 0866-21-0228

■備北保健所 備北保健課 <月～金曜日：8:30～17:15> 0866-21-2836

■こころの医療たいようの丘ホスピタル <月～金曜日：9:30～16:30> 0866-22-2217

■たかはし あんしんでんわ <年中無休：24時間対応> 0120-778-553（通話料無料）

■岡山県精神保健福祉センター 心の相談窓口 <月～金曜日：9:00～16:00>
086-201-0850

49 平成30年7月豪雨消費者トラブル110番

被災地域の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます。

【電話番号】

0120-7934-48<フリーダイヤル(通話料無料)>

※IP電話の方は03-5793-4110(通話料はご負担ください)

【開設時間】

毎日10:00～16:00(土日祝含む)

【問い合わせ先】

高梁市市民課 0866-21-0254

50 災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き

平成30年7月豪雨により被災された方は無料で運転免許証の再交付が出来ます。被災された方のうち、既に再交付手続きを終えられた方は、支払い済みの手数料が還付(返金)されます。(該当の方には別途、連絡があります。)

【再交付に必要なもの】

- ・手数料免除申請書(様式は受付窓口に用意されています。)
- ・り災証明書の写し又は申立書(様式は受付窓口に用意されています。)
- ・本人が確認できる物等(ない場合は個別に聴取されます。)

【問い合わせ先】

岡山県警察本部 運転免許課 086-724-2200

高梁警察署 交通課 0866-22-0110

51 運転免許証の有効期間の延長

平成30年7月豪雨により被災された方で運転免許証の有効期間の末日が平成30年6月28日から11月29日までの方は、有効期間が延長され11月30日まで引き続き運転することができます。(※11月30日までに更新手続きをしてください)

【問い合わせ先】

岡山県警察本部 運転免許課 086-724-2200

高梁警察署 交通課 0866-22-0110

52 各種法律関係相談窓口

豪雨災害で被災された皆様の生活再建にご利用いただける窓口があります。

○岡山弁護士会所属の弁護士との電話による相談ができます。

平成30年9月30日まで実施、12:00~16:00(土・日・祝含む)

電話 0120-888-769(災害法律相談無料電話相談ダイヤル)

○岡山弁護士会所属の弁護士との面談による相談が無料(災害関連と交通事故のみ)で
できます。面談時間は40分以内です。

予約受付時間は平日9:00~17:00(祝日除く)

電話 086-234-5888(法律相談センター予約専用ダイヤル)

53 電気料金等に関する特別措置

この度の災害により、家屋損壊などの被害に遭われた方で、中国電力に申し出られた方
については、次のような特別措置があります。

詳しくは中国電力へお問い合わせください。

【特別措置の内容】

○電気料金の支払期日の延長

○不使用月の電気料金の免除

○工事費負担金の免除

○臨時工事費の免除

○基本料金の一部免除

○諸工料の免除

【問い合わせ先】

中国電力 高梁セールスセンター フリーダイヤル 0120-413-823

54 自然災害を補償する損害保険について

自然災害を補償する損害保険について、一般社団法人日本損害保険協会が、契約内容の
確認などの相談を受け付けています。災害により契約書類等を紛失された場合など、下記
の自然災害等損保契約照会センターへお問合せください。

【自然災害等損保契約照会センター】

TEL : 0120-501331

受付時間 9:15~17:00(月~金曜日)(祝日・休日及び12月30日~1月4日をのぞく)

※自然災害等損保契約照会センターでは、災害救助法が適用された地域で、家屋等の
流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方につい
て、損害保険の契約有無のご照会を受け付けています。

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本損害保険協会 相談窓口

○そんぽADR センター TEL : 0570-022808 (ナビダイヤル : 通話料有料)